

日光市 (旧栗山村)

No.393

Index

- □ 貢献
- 2 業務特集開発行為許可申請
- 4 三士会無料相談会・電話無料相談
- 5 栃木県行政書士会カレンダー
- 6 日行連だより

他会の動きダイジェスト

栃木県開発許可事務の手引きの発行について 13 政連だより

7 申請取次研修会の受講申込について 14 木もれび

入国·在留諸申請に係る提出資料の簡素化等について 15 著作権研究会·ADR 研究会設立

コリンズ·テクリス新システム対応マニュアルについて 16 会員の動き

特集:行政書士の成年後見制度

- 9 研修会のお知らせ
- Ⅰ○20Ⅰ0年度版行政書士手帳
- Ⅰ Ⅰ 支局かわら版 (芳賀支部)
- │ 2 支局情報





貢献

今夏、7月17日(金)午前10時ごろ車の移動中NHKラジオ放送にて、いま話題のイラン人女優サヘル・ローズさんとの対談が行われているのを聞いていました。

サヘル・ローズさんは、イラン・イラク戦争のときまだ3歳でした。イラク国境の近くに住んでおり、爆撃で10人家族のうち9人が亡くなり、彼女も瓦礫の中に埋まりました。

4日後、ボランティア救助作業員の女子大学生フローラさんに、がれきの隙間から手だけが出ているところを発見され、奇跡の救出となり、その後は孤児院に預けられることになりました。

3年後、孤児院を訪れたフローラさんに会ったサ ヘルはしがみついて離れようとしませんでした。そ の様子にフローラさんは意を決し、サヘルを養女と して引き取り生活を始めたのです。しかし、未婚の 女子大生が養母となる事は、裕福で身分のある家族 から受け入れられず、勘当されてしまいました。

勘当されたフローラさんは、日本にいる婚約者のイラン人を頼って来日するも、サヘルを連れて来た事により、彼にも理解されず、結局家を出る事となりました。それからが、想像を絶する生活の始まりとなるのです。

サヘルは入国時8歳で、小学校に入れたが、言葉の問題やいじめにも遭い、給食はあるが下校後の食事にも困る毎日。

その姿を見かねた給食のおばさんは、サヘルを自宅に連れ帰り、食事を与えたり、言葉を教えたりの日々。その甲斐あって、サヘルは少しずつ元気を取り戻し、明るさも見られるようになってきました。

一方、養母フローラさんは、暫くの間無職でしたが、絨毯織りを習い、ペルシャ絨毯を織る仕事に就き僅かながらの収入を得て、生活に役だてる事が出来るようになってきました。中学生になったサヘルはその絨毯織りを手伝い、支え合ったのです。

二人の苦労話は挙げればきりがありませんが、そのような生活環境にあっても養母の一貫した養女への献身的な愛情と、イラン本国の孤児院へ寄付を続けている精神的に強い心の持ち主であることに、私は心うたれました。

サヘル・ローズさんは現在23歳。将来イランに 帰国し、孤児院を開き、いままでに大勢の方々から 受けたご支援に対し、恩返しをしたいと語っていま す。また、母親へのプレゼントを考え相談したので すが、受け取る気持ちはありません。 彼女は、将来、オスカー賞を目指し、その賞を必ず養母に贈りたく、努力すると語っておりました。

私がその放送の内容 に興味を持ち、引き込 まれたのは、この対談 の1ケ月程前「東京新 聞」に掲載された記事



を読んでいた事と、数年前にイランを訪れ、ZAN JAN(ザンジャン)、SHIRAZ(シラーズ)、ISFAHAN(イスファーハン)と、主要都市を観光し、空を仰ぎペルシアンブルーに見惚れたり、また砂漠地帯の長距離バスでの移動中、テレビ放送では日本でも話題になった「おしん」が映し出され、乗客の皆さんの、真剣な表情と見惚れている姿が印象的でもあり、「日本に行きたい」と思う気持ちが感じ取れ、養母フローラさんもそこに同じ気持ちが、重なり合うのではないかとも思われ、現地イラン人の結婚式、披露宴にも参列して、自分が想像していた国柄とは大きな違いに驚き、勉強にもなった経緯がありましたからです。

私が、イランに行けたのは、不法滞在者であった イラン人男性を帰国させ、その後、呼び寄せによる 入国が許可されたので報告方訪問となった次第です。 その彼が、今年1月結婚による「永住者の配偶者」 の在留資格認定証明書の申請を行い、2月に許可、

奥さんの入国となり、イラン人夫婦の新しい生活が この栃木県内で始まりました。

この世の中は、人との出会いから始まり、互いに信じ、理解し合い、明るい社会造りに努力し、次世代に引き継ぐ事で成り立つものではないでしょうか。 互いに協力し合うなかに、社会貢献が自然に生まれるものと感じます。

私は、現在ライオンズクラブ国際協会の会員として席を置き、地元では幹事役として、新入学児童交通安全事業、中学校野球大会、ゲートボール大会、茂木警察署との共催による少年柔道剣道大会等年間行事を開催し、活動しております。

今後の地域活動としては、行政書士会全体の課題 でもある、成年後見制度を基とした社会貢献に力を 注ぎたいと思います。



開発行為制度は、昭和43年に制定され、栃木県では昭和45年から昭和50年までに施行、何度かの法改正を経て、現状の法体制になっております。

開発行為は、景気の動向により規模や形態が大きく変化いたします、好景気には大型店舗の出店計画、大規模な分譲計画、工業団地の造成・企業誘致と、また一方不景気になるとその様な話は影を潜めてしまいます。

その様な中でも行政書士が取り扱う開発行為は、個人事業者の店舗や個人住宅といった比較的小規模なものが多く景気の動向に左右されにくいのではないでしょうか、そこで今回はその様な開発行為に焦点を置き、それ以外の開発行為については、次の機会と致したいと思います。

1. 開発行為許可について

開発許可の基準は、大別して技術基準と立地基準に分かれます。技術基準は、宅地を一定の水準に保つために、全ての開発行為に対し等しく適用されます(法第33条)。

一方、立地基準は、市街化調整区域において適用 され、開発行為が認められる場合を限定的に示し ております(法第34条)。

開発行為は、「主として建築物の建築又は特定工作物の建築を目的とした(1)一定規模以上の土地の(2)区画形質の変更をしようとする時に「開発行為の許可」を受けなければならない。」と規定されています(法第29条)。

(1)栃木県における面積規制(地区区域と面積の関係: 法規制とおり)は以下の通りであります。

が・						
	区域区分 が定めら	市街化区 域	1000 ㎡以上			
都市計画	れた都市	市街化調	全ての開発			
区域	計画区域	整区域	行為			
	区域区分が	定められて	3000 ㎡以上			
	いない都市	計画区域	3000 III X L			
都市計画	準都市計画区域		3000 ㎡以上			
区域以外	準都市計画	1.0ha 以上				

また、(2)区画形質の変更について、①区画とは、 土地利用形態としての区画(独立した物件として の境界を明認しうるもの)をいい、②形質とは形 状及び性質をいいます。したがって、農地など宅 地以外の土地を宅地とする時、土地の利用形態の 変更をきたす場合は、原則として許可規制の対象 となります。また(3)工作物の開発行為についても 規制されております。

2. 建築行為に対する許可

(1) 市街化調整区域内にあり、既に線引き前から 宅地化されている土地で、開発許可が必要ない建 築行為と、(2) 既に開発許可を受けた区域において、 許可を受けた予定建築物以外の建築物を建築しよ うとする等の行為に対しても規制されます(法第 42条、第43条)。

3. 適用除外

許可不要として適用除外としている行為も(法第29条第1項ただし書他)あります。これらは技術基準及び立地基準ともに規制は及ばないで適用除外となります。

4. 調整区域の許可基準

(法第34条の立地基準:主な可能なもの)

- (1)第1号 公益上必要な建築物又は日常生活に 必要な物品の販売、修理等の業務を営む店舗 等の建築物の建築の用に供する目的で行う 開発行為:市街化調整区域における公益上必 要な建築物または小規模店舗等。
 - (公共公益施設:小学校・中学校・幼稚園・社会福祉施設・診療所・助産所)
 - (その他日常生活に必要な物品の販売等:建築 基準法別表第2(ろ)項第2に掲げる建築物・ あんまマッサージ指圧師はり師きゅう師柔 道整復師の施術所・ガソリンスタンド・自動 車修理工場・農林漁業団体事務所等)
- (2)第2号 鉱物・観光資源等の有効利用上必要 な建築物等の建築の用に供する目的で行う 開発行為。
- (3)第4号 農林漁業用建築物又は農林水産物の 処理、貯蔵、加工のために必要な建築物等の 建築の用に供する目的で行う開発行為(政令 20条に規定するもの以外)。
- (4)第7号 既存工場との密接な関連を有する事業で事業活動に必要な建築物等の建築の用に供する目的で行う開発行為。
- (5)第9号 沿道施設や火薬類製造所等、市街化 区域内で行うことが困難又は不適当なもの の建築物等の建築の用に供する目的で行う 開発行為。:休憩所(ドライブイン・コンビ ニエンスストア)又は給油所(ガソリンスタ ンド)
- (6)第 10 号 地区計画又は集落地区計画の区域 内において、地区整備計画に定められた内容 に適合する建築物等の建築の用に供する目

的で行う開発行為。

- (7)第 11 号 市街化区域と一体的な日常生活圏 を構成している 50 戸以上の建築物が連たんしている地域のうち周辺環境の保全上支障 のない建築物等の建築の用に供する目的で行う開発行為で市の条例で指定された土地 の区域内で行うもの: 法第 34 条第 11 号の規定に基づく開発行為の許可基準に関する条例で定める開発行為。(区域の詳細は栃木県等のHPで確認をしてください)
- (8)第 14 号 開発審査会の議を経たやむを得ない開発行為: やむを得ない開発行為(法第 34 条第 14 号)、及びやむを得ない建築行為(施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホ)等が規定されている。
 - (1)市街化調整区域内に長期居住する者のための自己用住宅
- ②自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅
- ③線引き前から親族が所有する土地における住宅
- (4)市街化区域に隣接・近接する等の既存の宅地における自己用住宅
- ⑤自己用住宅の敷地拡張
- ⑥既存宅地の確認を受けた土地における住宅
- ⑦地区集会所等
- ⑧農産物直売所
- ⑨社寺仏閣及び納骨堂
- ⑩自己用住宅の敷地内における自己業務用建築物
- (11)市街化調整区域内に長期居住する者のための小規模工場
- ⑫地域振興のための工場等
- (3)大規模な流通業務施設
- (4)工場等の敷地拡張
- ①研究施設
- 16従業員住宅
- ⑪小規模管理施設
- 18レクリェーション施設等
- 19有料老人ホーム
- 20調剤薬局
- ②土地区画整理事業の施行区域内における開発行為
- ②収用対象事業の施行に伴う建築物
- ②災害危険区域等に存する建築物の移転
- ②既存建築物の建替え等
- ②建築物の用涂変更

その他細部は許可権を有する担当部署と十分 なる協議をしてください。

5. 技術的基準(法第33条)

開発区域の面積 1.0ha 以上の設計に係る設計図書は、省令で定める資格者の設計が必要と規定されております。設計資格のある行政書士は 1.0ha 以上の開発行為の設計を当然として行えますが、設計資格のない行政書士でも 1.0ha 未満開発行為

許可申請をすることができます。

(1) 開発行為の技術基準は、全般的に見れば

⑧災害危険区域
⑨樹木・表土
⑩緩衝帯
①輸送施設
⑫資力信用
⑬工事施工者の能力
4種利者の同意

が必要とされております。しかし開発区域の面積、 法第29条・第42条・第43条の許可条項により、 また自己用住宅・自己の業務用・自己用外等、予 定建築物の用途等により詳細が決定されておりま す(法第33条により規定)。

技術基準は、設計説明書等の書類もありますが 併せて以下の様な設計図書(一部必須図書)も必 要に応じ添付します。

①位置図・案内図	⑥給·排水計画平面図
②公図写し	⑦排水施設構造図
③土地利用計画図	⑧構造図
④造成計画平面図	⑨求積図
⑤造成計画断面図	⑩計算書類

他に加えて、調整区域内の開発行為については先に述べた立地基準(法第34条)に合せた添付図書を添付する規定がありますので、県開発許可事務の手引き等を参照して作成して下さい。

6. 提出先と手数料

許可申請書の提出先は、中核市、委任市等については、その土地のある市・町の都市計画課等となります。それ以外の市・町は管轄する土木事務所となります。

受付と同時に「許可申請手数料」を納付します。 金額については県手数料条例等で定められており 開発行為の規模と開発行為の目的により決められ ております(県開発許可事務の手引きを参照)。

7. 最後に

開発行為許可申請は、他の許認可との関係、他 士業の方との連携等が大切になります、広範な知 識を養い業務に携わって頂きたいと思います。

また開発行為許可申請の細部については、限られた紙面では全体を表しにくいところがあります、特に図面類については容易には表現できません、詳細は研修会等の場に委ねたいと思います。

また今回の特集記事の資料として栃木県開発許可事務の手引き、宇都宮市開発許可の手引き、他を参考とさせて頂きました。

三士会 法の日無料相談会のお知らせ

土地家屋調査士、司法書士、行政書士が集まり、それぞれの業務に関する無料相談会を 実施します。是非お越し下さい。

開催要領

名 称 三士会法の日無料相談会

開催日時 平成21年10月4日(日)午前10時~午後3時

会 場 県北会場 (那須塩原) 西那須野公民館

県央会場(宇都宮)ショッピングモール ベルモール

県南会場(小 山)道の駅思川小山評定館

県南会場(栃木)ジャスコ栃木店

相談内容 土地家屋調査士、司法書士、行政書士の業務に関する相談

例) 土地建物測量、土地境界確認、筆界特定、不動産登記、

商業・法人登記、供託、成年後見、債務整理、裁判手続き、

裁判外紛争解決手続、会社・法人設立、

農地転用・開発行為許可申請等、建設業許可申請等、

入国・在留許可申請等、産業廃棄物許可申請、営業許認可申請、

各種契約書の作成、相続・売買・贈与等、

その他・相談時間制限 なし

•相談料 無料

・事前予約 不要(当日会場にて受付)

・ご相談の際は、なるべく資料をお持ちいただくようお願いします。

【行政書士制度広報月間電話無料相談】——

- ◆開設日時 平成21年10月1日 (木) 午前10時~午後4時
- ◆相談窓口 栃木県行政書士会

(問合せ先) 1至028-635-1411

◆相談内容 官公署に提出する書類、その他権利義務、事実証明に関する書類 (具体的には、農地転用、食品衛生・建設業・風俗営業・運送業等の 営業許可又は、更新、相続に関する書類、会社設立、記帳代行、 外国人在留関係等)作成とその提出先、提出方法についての相談。

その他行政手続きや許可等の申請に関する各種疑問にお答えします。

※上記についてお困りの方は、お気軽にご相談下さい。相談料は無料です。



栃木県行政書士会カレンダー(10月)

E	1	予 定	時 間	主 催
1	木	電話無料相談会	10:00~	制度推進部
		登録説明会(入会者向けの書類説明)	10:00~	総務部
		無料相談会(於:那須塩原市役所)	10:00~15:00	那須支部
3	土	インターナショナルフェスティバル(TIA)無料相談会	10:00~	総務部
4	日	三士会無料相談会(県北:西那須野公民館、県央:ベルモール、	10:00~15:00	三士会
		栃木:ジャスコ栃木店、小山:道の駅思川小山評定館)		
5	月	総務部会	13:30~	総務部
8	木	編集会議	13:30~	広報部
		成年後見研修会初級第5回・第6回	10:00~	業務開発部
13	火	会計精査	13:30~	財務経理部
14	水	T I A相談会	10:00~	総務部
		登録説明会(入会者向けの書類説明)	10:00~	総務部
		外国人在留資格相談室 (於:足利市生涯学習センター会議室)		足利支部
15	木	日行連会長会		
		宇都宮支部研修会(於:栃木県行政書士会2階会議室)	13:30~16:30	宇都宮支部
16	金	日行連会長会		
17	土	埼玉会研修旅行への懇親会参加、鬼怒川御苑(会長)		
18	日	宇都宮城址まつり「行政無料相談会」		宇都宮支部
		(於:宇都宮城址公園(宇都宮市役所東側))		
		無料相談会(於:那須町ゆめプラザ)	10:00~15:00	那須支部
19	月	行政書士無料相談(於:宇都宮市役所2階市民相談コーナー)	10:00~15:00	宇都宮支部
		宇都宮市国際交流協会無料相談会	15:00~17:00	宇都宮支部
		(於:うつのみや表参道スクエア5階国際交流プラザ)		
20	火	行政書士基礎講座(建設業)	13:30~	業務研修部
21	水	電子政府オンライン申請体験フェア参加		ICT
25	日	那須塩原市 巻狩り祭参加 啓蒙活動として出店		那須支部
26	月	行政書士試験説明会	15:00~	
27	火	財務部会	10:30~	財務経理部
		会計監査	13:30~	財務経理部
29	木	行政書士試験説明会	15:00~	総務部
30	金	登録説明会(入会者向けの書類説明)	10:00~	総務部



宇都宮支部主催研修会のお知らせ

①「行政書士の業務アラカルト ~ 行政書士はこんなことができる!

初めの一歩 ~ NPO法人設立手続き」

講師:業務指導広報部研修チーム &国乗正夫(宇都宮支部)

②「国籍法入門:法改正をめぐって」

講 師:深見 史(宇都宮支部)

日時:10月15日(木)13:30~16:30 場所:栃木県行政書士会館 2F会議室

他支部の方も参加できます!

詳細は宇都宮支部ホームページに掲載 予定となっております。



日行連だより



改正産活法施行に伴う研修会を計画

「改正産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」の施行に伴い、中小企業再生指針に「第二会社方式による中小企業再生」を推進するための措置として、許認可の専門家として行政書士が組み入れられることになりました。

各単位会には、日行連発第296号平成21年6月5日付けで「改正産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に伴う対応について(至急)」を通知したとおりです。

本業務は新たな業務ですので、実務に結びつけるために必要な再生支援センター等との連携等について各単位会に対しいち早く履修する機会を設ける必要があります。また日行連は同法施行に伴う研修会を10月下旬頃に開催計画中です。

(日行連第三業務部業務開拓グループ・担当理事 前澤眞一)

他会の動きダイジェスト

・YouTube チャンネルを開設	http://www.youtube.com/Tokyogyosei	東京会
・創作演劇 笑って学ぶ相続	遺言「3丁目の伊達家」上演	宮城会



栃木県開発許可事務の手引き(三訂版)の発行について

~栃木県県土整備部都市計画課~

平成21年3月末に栃木県開発許可等審査基準等の一部が改正されましたが、その改正内容を盛り込んだ「栃木県開発許可事務の手引き(三訂版)」を発行し、下記のとおり販売を行うこととなりました。

記

- 1 取扱機関(※栃木県行政書士会では販売しておりません)
 - ・県民プラザ (県文書学事課情報公開推進室 (栃木県庁舎本館2階) TEL028-623-2059)
 - ・県南県民センター(栃木市神田町6-6 下都賀庁舎内 TEL0282-24-5665)
 - ・県北県民センター(大田原市中央1-9-9 那須庁舎内 TEL0287-23-1555)
- 2 頒布価格 1冊990円
- 3 主な改正内容
 - ・都市計画区域外の道路基準、浸透施設を併用した調整池の設置基準等の技術基準
 - ・工場等の敷地拡張等の立地基準





申請取次研修会の受講申込について

日行連より、申請取次研修会の受講申込について下記の文書が届きました。

記

日頃より、申請取次行政書士にかかる関係事務にご尽力をいただき誠にありがとうございます。

ご存じのとおり、申請取次関係研修(申請取次事務研修・入管実務研修)につきましては、申請取次行政 書士の新規及び更新の届出に必要な研修と位置づけ、かねてより推進しているところです。

各研修会とも、「月刊 日本行政」に申込案内を掲載し、申込期限を設け、一律FAXによる受付を行っています。しかしながら、一部に、<u>事前の申込が無いまま当日来場され、受講を要望する会員が見受けられ、</u>この場合、受講いただけない旨をお伝えし、お引き取りをいただいている実態があります。

本研修会は、資格の付与に関する厳格な研修会であり、受講を希望する場合は、正規の手続きにより申込期間内(期限前)に申込をされるよう、会員の皆様への周知徹底をお願いいたします。

研修会における毅然とした対応が、入国管理局及び申請者からの信頼を獲得し、申請取次業務の発展に資するものと考えますので、ご理解の上、ご協力方よろしくお願いいたします。

以上



入国・在留諸申請に係る提出資料の簡素化等について(抜粋)

~入国管理局~

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令が本年7月1日に施行され、それに伴い申請書の様式変更が行われました。

従前の申請書は、当分の間、引き続き使用することができますが、企業活動等の国際化の進展に伴い、外国人の雇用に係る手続の簡素化・迅速化が求められていること等から、本年9月1日から、教授、報道、投資・経営、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、技能の在留資格に係る入国・在留諸申請のうち、新申請書による申請の受理に当たっては、上場企業等一定の規模等を有する企業等については、申請書のみの提出を求めることとし、提出資料の大幅な簡素化を行うこととしました。また、同時に必要な資料の明確化も図り、手続の簡素化・迅速化を一層推進することとしました。

なお、その他の在留資格についても、提出資料を簡素化・明確化していますので御留意願います。

(注) この取扱いは、新申請書により申請される場合について適用され、旧申請書により申請される場合は、 従前の提出資料を求めることになりますので御留意願います。また、上記取扱いは申請の受理に当たってで あり、当局における審査の過程において、他の資料を求める場合もあることを御留意願います。

※この資料につきましては栃木県行政書士会ホームページ「会員専用」内トピックスに掲載しております。



コリンズ・テクリス(工事・業務実績情報システム) 新システム対応マニュアルについて

~日行連より~

日本建設情報総合センター (JACIC)が運用しております、コリンズ・テクリス (工事・業務実績情報システム) ですが、8月18日より新システムでの運用が開始されています。

新システムに対応したマニュアルがダウンロード可能になっていますので、お知らせいたします。

<日本建設情報総合センター コリンズ・テクリス>

http://ct.jacic.or.jp/corporation/know/manual/index.html

行政書士の成年後見制度



栃木県行政書士会会長 住吉和夫

成年後見制度

平成12年の民法改正により、禁治産者制度が 新たに成年後見制度としてスタートした。

この改正の大きな理由のひとつは禁治産者名の戸籍記載という人権の問題と、利用しにくい制度であったためにその利用が低調であったという理由がある。

わが国では、国民の寿命がのび超高齢化が進んでおり、認知症患者の増加が予想される。85歳以上の高齢者のうち4人に1人が認知症を発症すると予想され、大きな社会問題になっており、その対応が急務となっている。

成年後見制度の概要

新たに施行された後見制度には、法定後見と任 意後見がある。

法定後見は、判断能力が既に低下してしまった 方を後見人が援助していくもので、家庭裁判所に 申立権のある者が「申立て」をし、後見人は、家 裁の審判によって選任される。後見・保佐・補助 という類型がある。

これに対し、任意後見は、判断能力がある方が ご自身の将来のために自らが選んだ任意後見受任 者と公正証書による後見契約を結ぶというもので ある。

法定後見制度

この制度を利用している場合の多くは親族の申立てで、親族が後見人等となることが多い。しかし、身寄りのない方や親族が後見人としての職務を行えないと家裁が判断した場合などは、裁判所が後見人候補者の中から、適当と考えられる人を後見人等として選任することになる。そして、家裁がその監督機能を持つ。

後見の職務は法的擁護が主であるため、後見人 等として、行政書士の社会貢献が期待される時代 となってきたと思われる。

任意後見制度

新しい後見制度の基本理念である「自己決定権の尊重」という観点からすると、自分で契約内容や受任者を決定できる任意後見制度は後見制度における理想ともいうべき形である。家裁より後見監督人が選任され、後見人を監督することになる。

しかし、契約ということになじみがない日本人には受け入れにくい制度であるのかなかなかその利用件数は伸びていない。

しかし、身寄りのない高齢者や身体障がい者などこの制度を利用することで安心して社会生活をおくる手助けとなり得る。

任意の契約であることから、行政書士がこの受任にあたっては、個々人の倫理観と社会的信頼が必要であろう。

後見人の職務

後見人の職務の基本は財産管理と身上監護である。財産管理には、財産の保全と現金の管理及び支払が含まれ、これには善管注意義務が伴う。

後見人の職務には、身の回りの世話などの事実 行為は含まれない。つまり、そのような支援が必 要な方には、福祉関係の契約や施設入所等の契約 を代理してさしあげるという法律行為で、ご本人 の身上保護をしていくことになる。

高齢社会と行政書士

行政書士は守秘義務を基本として、行政書士法により社会貢献を行わなければならない。行政書士の事務所は、県内各地に点在しており、国民の身近な存在である。このことは、必要な方に細やかな生活支援が出来る基盤となり、成年後見を含め、高齢者の安心安全な生活を支えることができる。

年々巧妙になる振り込め詐欺や悪質商法など から国民生活を守るためにも、行政書士が積極的 に業務を展開し、社会貢献しよう。



「遺言・相続・遺産分割」法定業務DVD研修会

業務研修部主催

○研修項目

◆第1日目 平成21年11月10日(火)◆

	時間	
1 時限目	10:00~11:00	遺言相談への対応
2時限目	11:00~12:00	遺言書の作成
3 時限目	13:00~14:00	相続の開始、相続人
4時限目	14:00~15:00	未成年者である相続人、放棄等
5 時限目	15:00~16:00	指定相続分、法定相続分
6 時限目	16:00~17:00	法定相続分の割合、相続分の修正等

◆第2日目 平成21年11月11日(水)◆

	時間	
1 時限目	10:00~11:00	相続の対象財産
2時限目	11:00~12:00	遺産分割
3 時限目	13:00~14:00	遺留分、遺言執行
4 時限目	14:00~15:00	相続税の基礎知識
5 時限目	15:00~16:00	相続による名義変更等
6 時限目	16:00~17:00	効果測定

○テキスト ¥1,050

- ※初めて受講される方は必ずお申し込み下さい。過去に購入済の方は、購入済のテキストが使用可能ですので、研修会当日忘れずにご持参ください。
- ※発注の都合上、研修会にお申し込みされて、当日参加できない場合もテキスト代は いただくことになりますのでご了承願います。
- ○受講対象

会員のみ (補助者の方は受講できません。)

○注意事項

今回は法定業務研修のため、特に時間厳守でお願いします。

○効果測定について

法定業務研修の認定を受ける予定ですので、効果測定の結果、日行連会長と研修センター 所長の連名で修了証書が発行されます。



成年後見研修会 初級

業務開発部主催

○研修項目および講師

第5回 10/8(木)10:00~ 遺言と公正証書(宇都宮合同公証人役場)※昼食申込要(希望者) 第6回 10/8(木)13:30~ 効果測定テスト(業務開発部)

○効果測定

「成年後見研修会 初級」を全5回のうち4回以上受講した方に限ります。

○参考テキスト ※研修会当日に販売

「成年後見」特定非営利活動法人神奈川成年後見サポートセンター著 ¥2,500 参考書としても使える、実務に即した一般では非売の実務者必携書です。

○初級研修は、後見保険(賠償責任保険)加入資格研修会になります。



行政書士基礎講座 第3回

業務研修部主催

○研修項目および講師

建設業許可の基礎知識(行政書士 金敷 裕)

○研修日時 10月20日 (火)

講 義 13:30~15:30 質疑応答 15:30~16:00

募集

研修会申込書

申込欄に〇を付けFAX願います。(FAX:028-635-1410)

研修 No.	研修名	受講料	申込〆切	申込	テキスト 申込	昼食 ※
8	成年後見研修会 初級 第5回 遺言と公正証書	500 円	10/1		_	
9	成年後見研修会 初級 第6回 効果測定テスト	500 円	10/1		_	_
10	行政書士基礎講座 第3回 (3)建設業	無料	10/9		_	_
24	法定業務研修(2日間)	500 円	9/30			
24	「遺言・相続・遺産分割」	500 円	9/30			

※ 昼食は800円のお弁当です。料金は当日頂きます。

支部名	氏 名
-----	-----

事務局よりお知らせ 2010年度版 行政書士手帳について

手帳の購入をご希望の方は、下記申込書にご記入の上、事務局宛にFAXして下さい。

- 1. 手帳の仕様 ビニールシート 黒 (169×83mm) 分冊方式・差込式
- 2. 価格 800円
- 3. 申込 × 切 <u>平成21年9月29日(火)</u>
- 4. 受取方法 事務局に来局していただくか、郵送(送料別途かかります) ※単位会でまとめて注文する都合上、**※切厳守**でお願いいたします。



行政書士手帳 申込書(事務局FAX:028-635-1410)

支部		氏名		受取方法いずれかにレ印	□事務局に来局□郵送(送料別途要)
----	--	----	--	-------------	----------------------------------------------



真岡の夏 盆踊リ・灯ろう流し

芳賀支部

真岡市では、7月に「花火大会」、8月に「盆踊り」と「灯ろう流し」というお祭りがあり、近年では、これらを総称して、「真岡三大祭り」と呼び、県内のみならず、日本全国に大きくその存在をアピールしています。

一番有名なのは「花火大会」なのですが、私は「盆踊り」と「灯ろう流し」についてお祭りのお 手伝いをしているため、今回はその二つのお話。

盆踊りは、一時期、真岡市内をみんなで踊る「流 し踊り」の形をとっていたこともありましたが、 近年は、真岡市民会館そばの広場で、大きな櫓の 周りを輪になって踊る、「輪踊り」の形をとるよう になりました。

真岡は、赤穂浪士も討ち入りの際に羽織として 着用していたとされる「真岡木綿」が有名という ことで、この盆踊りは「真岡木綿踊り」と名付け られています。

私は、踊り手の誘導のお手伝いをしていました。 浴衣姿のおねーさんのうなじに目を奪われるのも

さることながら、目を引くのは、露店の「煮いか」 です。

以前は、1枚400円、 3枚1000円で売られ ていたのですが、最近は 3枚でも1200円と、 お得感がなくなり、がっ かりです。



ところで、この「煮いか」。実は、栃木県、茨城県でしか売られていないということ、ご存知でしたか? 県境であれば、埼玉や千葉、福島でも販売されている可能性はあるものの、基本的には栃木県、茨城県限定です。

東京の友人が遊びに来た時に見せたところ、「なんじゃこりゃ」ということになり、ネットで「煮いか」と検索すると、しっかり情報が出てきます。 県外の友人と栃木県のお祭りにお出かけの際は、ぜひ勧めてあげてください。

見た目のインパクトは、かの栃木名物「しもつかれ」以上かも知れません。

続いて「灯ろう流し」。

お盆にご先祖様の供養をするために、行屋川水辺公園から、「灯ろう」を行屋川に流します。

こちらは、盆 踊りと比べると、 露店も、地元の 商店街の方が出 店しており、「ての 無やかさはない かも知れません。

それでも、多 くの方が、この イベントに足を 運んで下さり、 花火大会、盆踊 りに負けないを見 どの賑わいを見 せてくれました。





私は、川に流す「灯ろう」の販売を担当していました。

灯ろうには、先祖へのメッセージ、流す方の願い事などを書き込んで流します。

さまざまなメッセージがあることはもちろんですが、中には「ポルトガル語」でメッセージを書かれる方もいます。「中国語」の方もいました。

私が外国に旅行した時は、会社勤めをしていた 時の研修旅行(とはいっても、ラスベガスで遊ん だりはしました)や、ハワイで嫁に引きずられて のショッピング(私はお金を払い、荷物を持つ係) で、きちんとその国の文化に触れた記憶がありま せん。

もともとはお 盆は、仏教の行 事だったかと思 いますが、外国 の方にも日本の 文化に触れてい ただけるのは、 とてもうれしく 思われました。



私も入管業務を取り扱う行政書士として、「Aug」の表記を見て、何月なのか咄嗟に出てこないのも問題ですが、言葉以上に、さまざまな国の文化についても、見識を広めていきたいと思うのでした。

(支局長 栁 知明)

支局情報

【那 須】 相続税物納における行政書士の役割とは ~那須支部研修会開催~



8月7日、西 那須野公民館に 部本年度会が、「相 続税物というで 割」というたっ マで行われた。

講師を田渕徹先生にお願いし、ご自身の経験から、物納の制度の概要や要件等基礎的なことも含めてお話しいただいた。

相続の依頼を受ける場合、相続税が発生するか どうかが気になる点だが、「相続税」という言葉は 一般的にも知られており、依頼者も認識している ことが多い。依頼者の中には、相続する不動産の 地目が農地等の場合、「農地の評価は低いから相続 税はかからない」と、初めから決めつけている方 もいる。しかし、農地や山林等の評価は基本的に は低いが、例外もあり、宅地並みの評価がなされ、 実際には相続税がかかるケースもあるため、確認 が必要である。その確認については、相続税の物 納を選択する可能性がある場合、申請や関係書類 の提出期限と、調査・税理士との連携・書類作成 等、物納申請に至るまでの流れを考慮すると、時 間的な余裕はあまりないため、相談を受けた後、 早期に行う必要がある。通常の相続税が発生する 場合、税理士へ依頼することになり、行政書士が 関わる部分は少ない。しかし、不動産による物納 の場合、その不動産についての法規制等の調査に ついて等、行政書士が積極的に関われる部分があ るため、税理士と連携し、作業を分担しながら進 めていくことになる。



この研修により、相続税の物納という事例は、

数多くあるケースではないが、だからこそ、相続についての相談を受けた場合には、注意を要すること、確認等基本的なことを怠らず、確実な対応が大切だということを改めて感じた。本来、行政書士が行う相続についての業務に、この物納についての知識等をプラスすることで、相続業務はもちろんのこと、行政書士の行う業務全体の幅を広げることにつながるのではないだろうか。

(支局長 冨田倫子)

【宇都宮】

デログ 資産税を学ぶ ~宇都宮資産税税務研究会 税務研修会開催~

8月25日午後1時半より、アピア(宇都宮市



戸祭元町)にて宇都宮 資産税税務研究会主催 による税務研修会が開 催された。同研究会会 長である小林幸雄宇都 宮支部長の会長挨拶の あと、講師の宇都宮税 務署資産課税部門福田

博審理専門官より「平成21年度税制改正(資産 税関係)について」の講演が行われた。



「個人を対象にした株式等や土地・建物等の譲渡所得の特例について」「住宅取得等のための贈与税の軽減」「新しい事業承継税制(納税猶予の特例)」 等、改正の主なものを取り上げられた。最近の社会情勢を踏まえての時限的なものが多く、制度の概要や要件注意点を資料にそって詳しく解説いただいた。

中でも住宅取得等のための贈与税の軽減では、 暦年課税又は相続時精算課税の基礎控除又は特別 控除とあわせて運用でき、また相続税の課税価格 に加算されないという。150名近い出席者は仕 事に役立てるべく真剣に耳を傾けていた。

最後に資産課税第1部門連絡調査官より「電子申告システム」について解説いただき、2時間があっという間に過ぎた。税を身近に感じ更に知識を深めたいと思う。 (支局長 遠藤美代子)

【足利】

総務大臣表彰受賞祝賀会開催

8月28日(金)午後7時、ニューミヤコホテル足利本館(丹頂の間)において、近藤和夫氏、松長健氏の総務大臣表彰受賞祝賀会が開催された。

栃木県知事福田富一様、茂木元国務大臣夫人様、 県会議員木村好文様、県会議員斉藤具秀様、県会 議員野村壽彦様、県会議員早川尚秀様、関東信越 税理士会岡本篤典様、及び栃木県行政書士会の重 鎮の方々からなる60名を超える来賓、出席者の 見つめる中、開会のことば、発起人代表あいさつ、 記念品贈呈、来賓祝辞、花束贈呈、受賞者あいさ つ、乾杯と祝賀会は進行し、小山支部の関広報部 長ご一行様による大正琴の演奏に酔いしれる中、 祝宴は続き、午後9時、中締め、閉会のことばをもって祝賀会は終了した。

当日が晴天にめぐまれたのも、ひとえに近藤、松長両氏のご人徳ゆえだったと思います。私ごとになりますが発起人会の末席に名を連ねていたため役務中の報告となり詳細さを欠くことは、お許し下さい。

最後に近藤、松長両先生、おめでとうございます。近隣、遠方より出席されたみなさま、ありが とうございました。

(支局長 木村 昇)





政連だより

日行連会長・日政連会長衆院選立候補者応援と激励に来県

8月21日(金)日政連の畑会長・国井副会長が、西川こうや衆院議員選立候補者と同佐藤つとむ立候補者の応援と激励に来県されました。また、同25日(火)には日行連の北山会長と梅林専務理事、そして土田事務局長が西川こうや候補者の応援と激励にそれぞれ来県されました。

特に、西川こうや立候補者には行政書士法改 正のために多大なるご尽力をいただいておると の感謝の意味合いがあるそうです。 このようなことであるためか、塩谷郡船生町での立合演説会場においては、西川こうや候補者がマイクを通して、「本日は、大阪から日本行政書士会の北山会長が、そして福岡県からは梅林専務理事が遠いところから私の応援のために来てくれました。私にとってたいへん有難いことです」との紹介をしていただいたところ、その会場からたくさんの拍手をいただく一齣がありました。

(幹事長 青木勇夫)

木もれび



季節感が薄らいできたとはいえ収穫、食欲、スポーツ、行楽の秋がやってきました。

その中で、私は、スポーツと行楽が一部合併したような山登りを5年ほど続けています。私は中年ですが、ここ数年、中高年の登山ブームです。それは今も続いているようです。いくらか名の知れた山に登っていると本当にたくさんの中高年の人たちに出会います。7月には北海道大雪山系トムラウシ山の登山ツアーで遭難した人たちも中高年でした。

私のは、登山というよりも日帰りで栃木、茨城、 群馬、福島県の山を中心とする安全安心の山登り です。でも装備は季節に合わせて一通りそろえて います。栃木県ですと那須か日光方面が多く、8 月は桧枝岐村の県境にある栃木百名山になってい る台倉高山に登りました。9月は尾瀬の燧ケ岳の 計画です。

天気がよいときに登れれば、それはそれは四方の山々を眺めていると日ごろのストレスも雲散霧消します。いくつかの峰々を通って目的の山に登るときは、あとどれだけ登れば頂上に着くのか、ため息もでますが、帰り道に振り返って見ると、

あんな高い所まで登ったのかと自分に感心します。 山登りは、上り下りを繰り返して辛いときもゆっ くり一歩一歩、歩を進めていけば必ず頂上に着く という思いで登っています。

行政書士の面倒な仕事を引き受けてもいっぺんにやろうと意気込まず、立ち止まらないで一枚一枚仕上げていけば必ずひとつの仕事が完成するという思いでやっています。が、これはなかなかうまくいきません。

4年ぶりの衆議院議員選挙も終わったばかり、街の喧騒も一段落しましたが、ツクツクボウシが「オーシーツクツク」と元気よく鳴いています。 天候不順だった今年の夏も終わりに近づき、米の出来具合も心配されたほどではないようです。私は行政書士ですが農家でもあるので、6月に8aほど減反で休耕している田んぼに大豆を蒔きました。順調に育ち、台風11号の影響も小さくて済みました。大豆は倒れることもなく、今はたくさんの実をつけています。収穫したら純国産安心安全自家製豆腐と味噌と納豆でも作ろうかと考えています。十月の収穫が楽しみです。

(塩那支部支局長 長谷川久夫)

予告

広報部よりお知らせ

栃木県行政書士会ホームページ「会員専用」のパスワードが変わります



会員専用トピックス、会員専用掲示板、Webグループウェア等をご利用いただける「会員専用」ページに入るためのパスワードを変更することになりました。

変更予定時期:平成22年1月 変更後の新パスワード: 会員事務所宛に送付予定

※新パスワードの送付は12月頃 を予定しております。

栃木県行政書士著作権研究会設立総会開催

8月26日(水)行政書士会館で、栃木県行政書士著作権研究会設立総会が開催された。同研究会は自主運営によるものであり、栃木県行政書士会(以下、本会という)とは別組織となるが、研修会等を通じて本会の事業に協力することになる。日行連等の研修会へは研究会代表者が参加し、本会主催研修会への講師派遣などを行う予定である。

本会においては毎年著作権研修会が実施されており、文化庁に提出される著作権相談員名簿に登録されている会員も少なくない。しかしながら、実際に著作権業務を取り扱っている会員は極めて少数なのが現状である。この研究会には、遅れているこの分野の研究・業務開発が期待されているところである。

なお、同日選出された役員は以下の通りとなっている。

会長小林幸雄副会長田代昌宏監事青木裕一会計一戸養子

(著作権研究会副会長 田代昌宏)





会長に就任した小林幸雄氏





栃木県行政書士ADR研究会設立総会開催

8月26日(水)行政書士会館で、ADR研究会設立総会が下記のとおり行われた。司会は業務開発部部長 廣田秀男会員が務めた。

冒頭、住吉会長が挨拶し、ADR研究会及びA DR北関東協議会の経緯について説明した。

次に、司会者より議長選任につき議場に問うた ところ、「司会者一任」との声があり、司会者は松 岡英彦を指名した。

議案 ADR研究会組織運営について

議長は、ADR研究会の運営にあたり下記の点につき議場に承認を求めたところ、満場一致で可決承認した。

1. 役員選任について

会長松岡 英彦副会長土方美代会計青木裕一監事一戸養子

- 2. 参入分野について 次回研究会にて決定
- 3. ADR研究会会則について

(ADR研究会会長 松岡英彦)





栃木県行政書士会員の動き

【入会】

(平成21年8月31日現在)

		支部	・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事	務	所	電	話	備	考
(芳 賀 木村 弘明		賀 H21. 8. 15	321-	321- 真岡市熊倉一丁目 21-3	∄ 21-3	090-1704-6514				
1	P			п21. 6. 19	4362	コーポ	コーポプチ・ワン 203 号					

【退会】

支 部	氏 名	退会年月日	備考	支 部	氏 名	退会年月日	備考
栃木	大森昭雄	H21.8.31	廃業				

【変更】

*市町村合併に伴う変更

<u> </u>			
部	氏 名	変更事項	変更内容
那	齋藤 貴司	TEL	0287-47-2952
宮	小磯 富司	T E L	028-601-8799
須	藤岡 明	TEL	0287-28-6604
光	君島 郁子	TEL	0288-21-1246
賀	添野 一雄	事務所*	真岡市石島 734 番地
芳 賀	薄羽 愛子	事務所	真岡市長田 603 番地 11
		T E L	0285-82-9280
	那宮須光賀	部 氏名 那 齋藤 貴司 宮 小磯 富司 須 藤岡 明 光 君島 郁子 賀 添野 一雄	部 氏名 変更事項 那 齋藤 貴司 T E L 宮 小磯 富司 T E L 須 藤岡 明 T E L 光 君島 郁子 T E L 費 添野 一雄 事務所 事務所

平成21年度行政書士試験監督員説明会 の会場について

行政とちぎ8月号12頁の「平成21年度行政書士試験監督員の募集について」の記事におきまして、説明会の<u>開催場所</u>の記載が漏れておりました。大変失礼しました。

説明会の開催場所:栃木県行政書士会館2階

関係者の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことをお詫びいたします。

応募された方への抽選結果は10月上旬まで にFAXでご連絡いたします。

事務局よりお知らせ 社労業務取扱証明書の発行について

月間「日本行政」9月号 P.24 に掲載の とおり、事務局では、対象者の方の申込を 受け付けております。

申込ご希望の方は日行連HPから様式 をダウンロードしていただくか、栃木会事 務局より入手のうえ、お申込下さい。

○対象者

昭和55年9月1日現在の行政書士会 入会者のうち、社労業務取扱証明書の発行 を希望する者(ただし、既に発行を受けて いる者は除く)

○単位会〆切日 (必着)

平成21年9月25日(金)

二年ぶりに広報部へ戻り、ドキドキ、編 わくわくの日々を過ごしています。

きちんと広報の役割を果たしながら、

読みやすく・親しみのもてる「行とち」 にしていくには?・・と、マジメに考え ています。

つ後とも、皆さんのご協力をお願いします。 (山本)

行政とちぎ9月号 No.393

発行人 栃木県行政書士会 会長 住吉和夫 〒320- 宇都宮市西一の沢町1番22号 0046 電 話 028-635-1411 (代)

編 集 広報部 定 価 250円

印刷所 有限会社 高久印刷

表紙写真:関 実氏(小山市)

集

後

(栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます)

暮らしの困りごと

行政書士に聞いてみよう!

行政書士は許認可・登録申請、遺言や相続、色々な契約・届出などの 相談から書類作成までサポートします。



官公署に対する許認可業務 相続 遺言 成年後見



栃木県行政書士会